

第2期 高知市 子ども・子育て支援事業計画 重点施策の取組状況について





第2期

高知市

子ども・子育て 支援事業計画

— 令和2～6年度 —

希望あふれる未来に向けて
みんなで支え育ちあう
子ども・子育て支援のまちづくり



令和2年3月
高知市



重点施策 目次

◇ 重点施策 ①

妊娠期からの切れ目のない支援…………… 4

- ・産後ケア事業(重点施策④重複該当)
- ・多胎家庭支援事業(重点施策③重複該当)

◇ 重点施策 ④

児童虐待の発生予防…………… 17

- ・養育支援訪問事業

◇ 重点施策 ⑤

障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実… 26

- ・サポートファイル活用推進事業

重点施策 ①

妊娠期からの切れ目のない支援



母子保健課

1 施策の概要と目標

施策の概要

妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりによる出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備する。



2 事業一覧

～目標達成へのアプローチ～

- ◆ 利用者支援事業(母子保健型)
- ◆ こうちし子育てガイドぱむ
- ◆ 早産リスク要因や予防についての啓発
- ◆ 妊産婦子育て相談 はぐくみ
- ◆ 妊婦一般健康診断
- ◆ 妊婦歯科健康診査
- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業
- ◆ パパママ教室
- ◆ 継続看護連絡票

- ◆ 保健指導
- ◆ 不妊治療費助成事業
- ◆ 産婦健康診査

◆産後ケア事業



施策の主な取組 その1

◆多胎家庭支援事業



施策の主な取組 その2

など

3-1 施策の主な取組状況

その1 産後ケア事業

事業概要

【目的】

出産し退院後間もない母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。

【対象者】 高知市に住民票を有する産後1年未満の産婦及び乳児

<事業の流れ>

産後または妊娠8か月(28週)以降に申請手続きが必要です。申請場所は最寄りの子育て世代包括支援センター窓口へ。
※郵送でもOK。

申請書提出
(子育て世代包括支援センター)



コーディネーター



母子健康手帳

利用決定
通知書送付



事業所
予約



産後ケア
利用



利用料
支払い

産後ケア（訪問型）

■内容 助産師が自宅に訪問してケアを提供する

■利用時間 2時間程度 ■利用回数 上限2回まで

■ポイント

- ・助産師と1対1で話ができるので、育児や産後の身体についての不安なことや分からないこと、抱っこや授乳などの方法を確認できる。
- ・赤ちゃん連れて外出しにくい場合に、家に来てくれる。

■自己負担金（1回）

- ・課税世帯 1,000円
- ・非課税世帯, 生活保護 無料



産後ケア（宿泊型）

■内容 病院や助産所などに宿泊してケアを受ける

■利用時間 10時から翌日の10時まで(1泊)

■利用回数 上限6泊7日まで

■ポイント

- ・連続した24時間のケアを受けれるので、育児の不安が緩和され、育児技術が習得しやすい
- ・まとめて寝れるなど十分な休息もとれる
- ・3食、栄養バランスのよい食事の提供あり

■自己負担金(1泊目) ※2泊目以降半額

課税世帯 8,000円 非課税世帯 4,000円

生活保護 2,000円



産後ケア（通所型）

■内容 病院や助産所などに通ってケアを受ける

■利用時間 10時から16時まで

■利用回数 上限7回まで

■ポイント

- ・日帰りでケアを受けれるので、利用しやすい
- ・短時間だが昼寝もでき、休息がとれる
- ・希望すれば、母親同士の交流もできる
- ・栄養バランスのよい食事（昼食）の提供あり

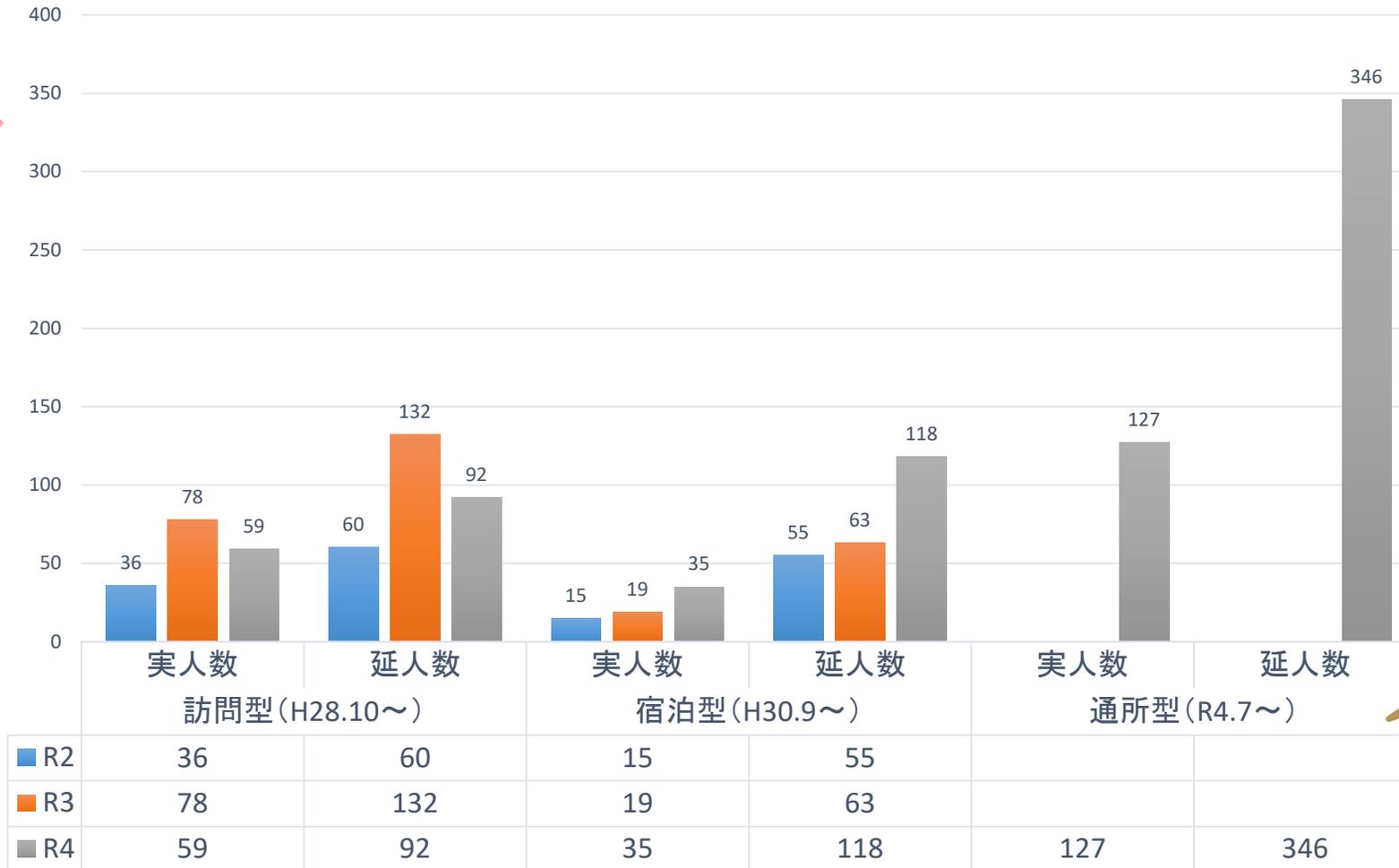
■自己負担金（1回）

課税世帯	2,000円	非課税世帯	1,000円
生活保護	500円		



実績

産後ケア事業 利用者実績



令和元年改正母子保健法にて産後ケア事業が市町村の努力義務となる。補完しあえるように3形態の事業開設が必要となり、**通所型**が開始。

3-2 施策の主な取組状況

その2 多胎家庭支援事業

事業概要

【目的】※令和3年5月より開始。

多胎児を養育する家庭に対して、育児サポーターを派遣し、家事や育児、外出等に関する支援および子育て相談を行うことにより、多胎児育児の精神的・身体的な負担感や外出困難による孤立感等の軽減をはかる。

【対象者】 高知市に住民票を有する3歳未満の多胎児のいる世帯。

<事業の流れ>

妊娠中または産後に申請手続きが必要です。申請場所は最寄りの子育て世代包括支援センター窓口へ。
※郵送でもOK。

申請書提出
(子育て世代包括支援センター)



コーディネーター



出産の報告



利用決定
通知書送付



利用申込

利用時間
管理カードへ押印



多胎家庭支援事業

■内容 多胎家庭へ育児サポーターを派遣し、日常の育児・家事に関する介助や外出時の補助,日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。



■利用できるサービスの例

育児支援:授乳・おむつ交換,沐浴介助,保護者が家事中の多胎児・兄姉の見守りなど

家事支援:食事の準備,後片づけ,居室の掃除及び整理整頓など

外出支援:通院及び健診等の介助,近所への散歩や地域子育て支援センター等への同行,買い物同行など

■利用時間 ※1世帯あたり50時間
 0～1歳未満 上限30時間
 1～3歳未満 上限20時間

■自己負担金 無料

令和3年5月から開始。多胎家庭の負担感や孤立感の軽減を図った。利用者のニーズとしては、1歳超えてからの利用希望があり、令和4年度からは3歳まで上限50時間までに拡大した。

実績

	R3年度	R4年度
妊娠届出数(件)	2076	1963
多胎妊娠届出数(件)	26	17
申請者数(人)	20	28
承認者数(人)	19	27
利用世帯数(世帯)	8	14
平均利用時間数(時間)	18.2	16.9
延べ利用時間数(時間)	145.5	237

【事業の目標値】

- ①サービス利用後にアンケートを実施した者のうち満足度「A精神的・身体的な負担感が軽減された」「B孤独感が軽減された」と回答の割合80%
- ②対象となる多胎妊産婦全員への事業周知。

【実施結果】

- ①アンケート対象者※39人，回答者19人(回答率49%)
「A精神的・身体的な負担感が軽減された」92.3%
「B孤独感が軽減された」84.6%
- ②母子手帳交付面談率100%となり，多胎妊婦全員に周知した。

※アンケート対象者は承認者のうち，産婦のみ対象。

4 内部評価説明

令和4年度
内部評価

4

課題への対応を
行い取組を継続

【産後ケア事業】

平成28年度に訪問型，平成30年度に宿泊型，令和4年度に通所型を構築し，三形態が補完しあえるように産後ケアの体制整備を行った。令和3年度の法改正により，対象児の年齢を生後4か月未満から1歳未満へと拡大し，通所型を中心に利用者が増加している。

訪問型は1対1の助産師による乳房ケアや授乳指導にて育児不安の緩和ができ，宿泊型や通所型は，児のあずかりによる産婦の休息もできるので，産後うつ予防にもつながっている。

【多胎家庭支援事業】

令和3年5月から多胎家庭の負担感や孤立感の軽減を図るために開始した。利用者のニーズとして，1歳超えてからの利用希望があり，令和4年度は対象児の年齢を3歳未満に変更し，サービス利用時間を50時間に拡充した。家事や育児サポーターの派遣は，母の精神的・身体的な負担感の軽減だけでなく，孤立感の解消にもつながっている。

評価 1:施策自体の見直しが必要 2:施策の方向性を見直しが必要 3:既存事業の見直しや新たな取組が必要 4:課題への対応を行い取組を継続 5:現在の取組を継続

5 施策の今後の方向性

◆充実した産後ケアの提供のために、地域性を考慮した事業実施施設の開拓や利用回数など、公平公正な事業展開と検証が必要。令和4年度以降、対象者の緩和もあり、利用者の増加に対応した利便性の高いサービスの提供と効率的な事業の実施に努めていく。

◆市内4か所に開設した「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの早期介入により、安心して妊娠期を過ごし、子育てに臨めるよう地域の仲間づくりを行うとともに、パパママ教室や育児相談等の様々な機会を活用し、情報提供を行い事業の利用を促進していく。



重点施策 ④



児童虐待の発生予防

子ども家庭支援センター

1 施策の概要と目標

施策の概要

子育て家庭の育児力の向上，育児の負担感や孤立感の軽減のため，保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や，相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに，虐待予防に関する広報・啓発活動の実施，関係機関との連携強化などに取り組む。



2 事業一覧

～目標達成へのアプローチ～

◆養育支援訪問事業 ⇨ 施策の主な取組

- ◆園庭開放・子育て相談事業
 - ◆一時預かり事業(幼稚園)
 - ◆一時預かり事業(その他)
 - ◆地域子育て支援拠点事業
 - ◆児童家庭相談
 - ◆子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ)
 - ◆児童虐待予防推進事業
 - ◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ◆親子絵本ふれあい事業
 - ◆利用者支援事業(母子保健型)
 - ◆継続看護連絡票
 - ◆保健指導
 - ◆産婦健診事業
 - ◆産後ケア事業
- 他

3 施策の主な取組状況

養育支援訪問事業

事業概要



保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、訪問支援者（保健師、保育士等）による専門的な相談支援や育児・家事援助を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るもの。

〈基本事業〉

以下の家庭を訪問し、育児・家事の援助又は養育に関する指導・助言を実施する。

- ① 若年の妊娠、妊婦健診の未受診、望まない妊娠等によって、妊娠期から継続的な支援が特に必要とする家族
- ② 出産後おおむね1年以内の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や、孤独感等を抱える家族
- ③ 不適切な養育がされているなど、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- ④ 児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了したことにより児童が復帰した後の家庭

3 施策の主な取組状況

養育支援訪問事業

事業概要

〈事業の内容〉

1 家庭内での育児に関する専門的な援助

- ① 産後の母子のケアに関する指導及び援助
- ② 児童の成長に応じた育児指導及び栄養指導
- ③ 養育者の身体的又は精神的不調状態に対する相談及び援助
- ④ 児童の心身の発達の相談及び心身の発達を促す援助
- ⑤ 親子関係の再構築への援助

2 養育環境を整えるための育児, 家事等の援助

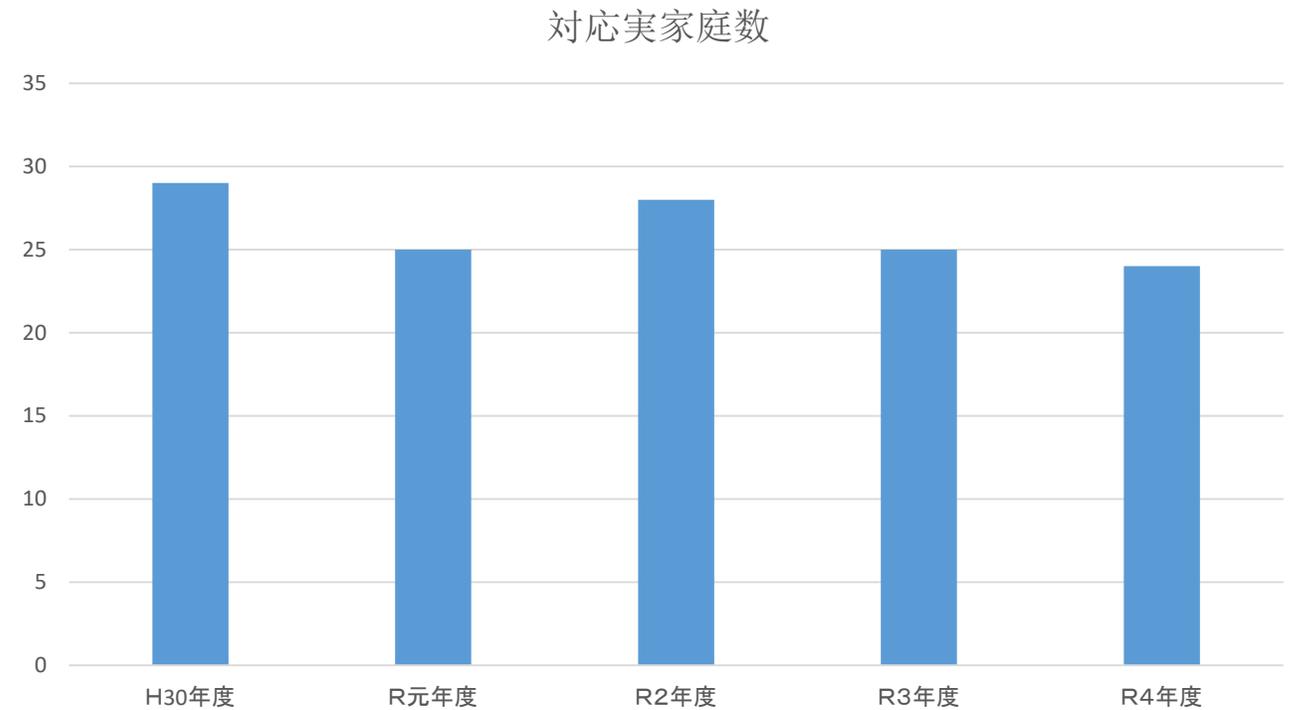
- ① 産後の一時的な家事及び育児の援助
- ② 保育園, 幼稚園, 学校等への送迎等の緊急な援助
- ③ 児童の発達援助並びに児童及び養育者の健康管理のために必要な通院介助
- ④ 基本的な生活習慣にかかる援助
- ⑤ 近隣住民等との対人関係づくりへの援助



3 施策の主な取組状況 養育支援訪問事業

実績

年 度	対応実家庭数
H30年度	29
R元年度	25
R2年度	28
R3年度	25
R4年度	24

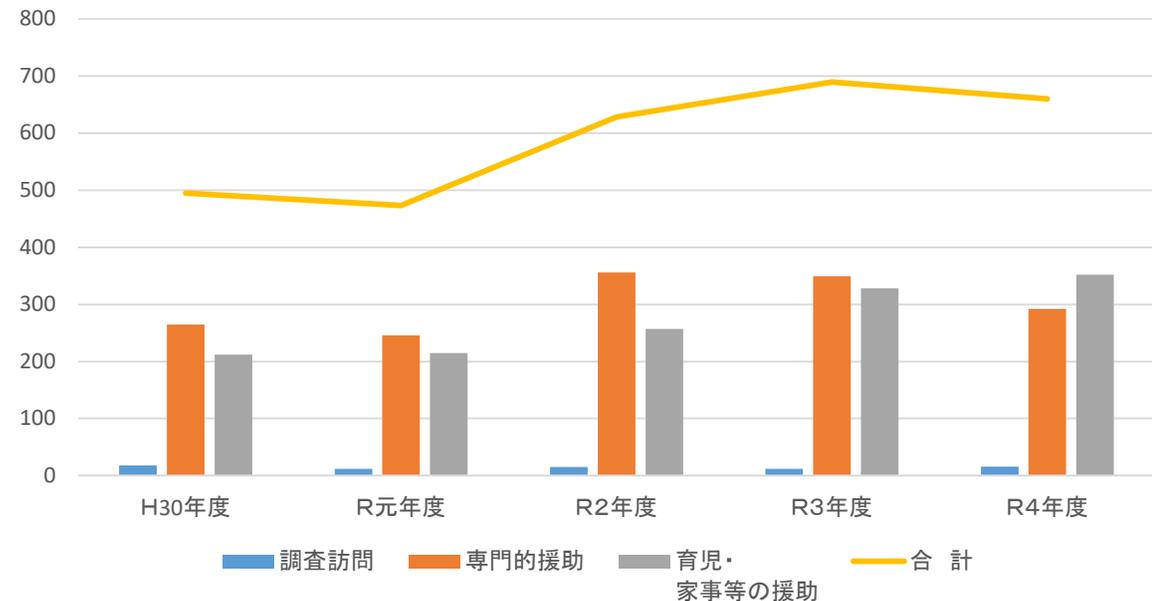


3 施策の主な取組状況 養育支援訪問事業

実績

年度	調査訪問	専門的援助	育児・家事等の援助	合計
H30年度	18	265	212	495
R元年度	12	246	215	473
R2年度	15	356	257	628
R3年度	12	349	328	689
R4年度	16	292	352	660

(内容別)訪問延べ件数



4 内部評価説明

令和4年度
内部評価

4

課題への対応を
行い取組を継続

◆子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、育児・家事の援助又は具体的な養育に関する指導・助言等を訪問にて実施した。

◆事業運営については、社会福祉法人みその児童福祉会(高知聖園ベビーホーム・児童家庭支援センター高知みその)に委託して実施。

養育に不安を抱える家庭に対して適切な支援が行えるよう、委託先とは月1回の連絡会を開催。

評価 1:施策自体の見直しが必要 2:施策の方向性を見直しが必要 3:既存事業の見直しや新たな取組が必要 4:課題への対応を行い取組を継続 5:現在の取組を継続

5 施策の今後の方向性

- ◆保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、訪問支援者(保健師, 保育士等)による専門的な相談支援を行い, 個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決, 軽減を図る。
- ◆令和4年改正児童福祉法に伴い, 令和6年度からは, これまで行っていた事業内容うち, 育児, 家事等への援助は, 子育て世帯訪問支援事業に移行する。

重点施策 ⑤



障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

子ども育成課

1 施策の概要と目標

施策の概要

障がいのある子どもの早期発見・早期療育支援体制の充実や「サポートファイル」を効果的に活用し、関係機関と連携して取り組むことにより、保育・教育の現場等において障がいのある子ども一人ひとりの発達や障がいの特性に応じた支援を推進します。

2 事業一覧 ～目標達成へのアプローチ～

◆ サポートファイルの活用推進 ⇨ 施策の主な取組

- ◆ 早期療育教室
- ◆ 親子通園施設ひまわり園
- ◆ 専門医相談・心理士相談
- ◆ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
- ◆ 障害児相談支援事業
- ◆ 保育所、幼稚園等への技術支援
- ◆ 特別支援加配保育士雇用補助金
- ◆ 特別支援保育に関する研修会
- ◆ 子ども発達支援センター相談支援事業
- ◆ 日中一時支援事業
- ◆ 短期入所事業
- ◆ 放課後児童クラブ
- ◆ 教育相談、就学相談
- ◆ 特別支援学級等における指導
- ◆ 特別支援教育支援員配置事業
- ◆ 放課後等デイサービス
- ◆ 児童発達支援事業
- ◆ 保育所等訪問支援事業
- ◆ 特別支援学校進路相談会
- ◆ 自立支援協議会・就労検討会
- ◆ 就労移行支援事業
- ◆ 新生児聴覚検査事業

他

3 施策の主な取組状況 サポートファイルの活用推進

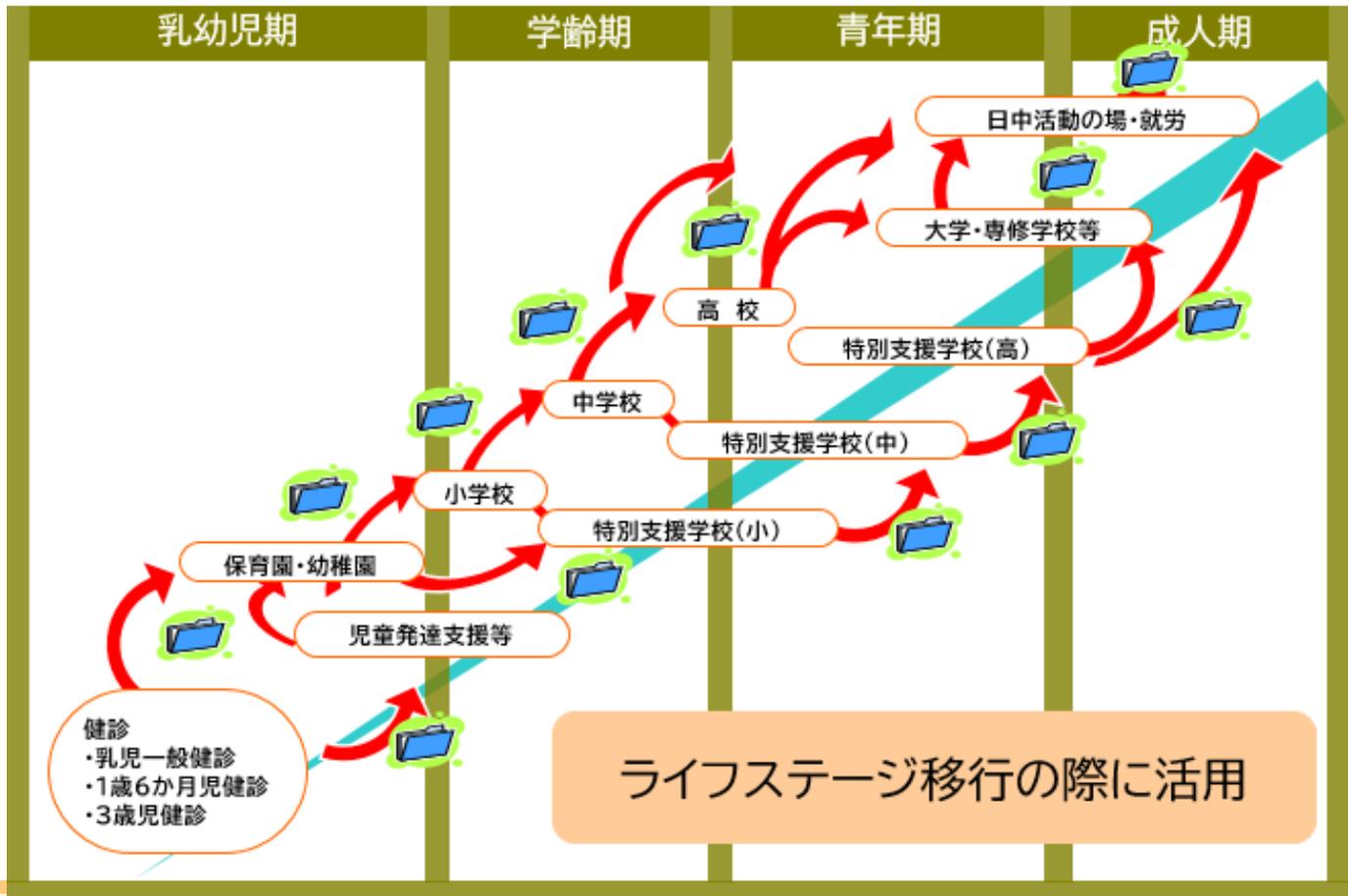
事業概要

子ども発達支援センターが核となり、関係機関と連携しながら、子どもの就園・就学や進学、就職などのライフステージを通して、支援者が子どもの状況を適切に理解し、よりスムーズに情報を引き継ぐために、子どもの支援に関する情報を一つにまとめていく「サポートファイル」の磨き上げを行う。

医療機関を受診する場合や福祉サービスの利用を開始する時などの手続きの際には、「サポートファイル」を活用して保護者の負担軽減を図っていくなど、「将来を見通した切れ目のない支援が受けられる体制」整備につなげる。

3 施策の主な取組状況 サポートファイルの活用推進

事業概要



サポートファイル をご活用ください。

サポートファイルとは？

支援が必要なお子さんの**情報が1つに**まとまったものです

お子さんの様子や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをまとめられるようになっています。

途切れない支援のために利用します

転園・転学や進学、就職の時など、ライフステージを通して、支援者がお子さんを理解し、支援が途切れることなく、よりスムーズに引き継がれていくことに役立ちます。

保護者の方も、病院にかかる時や福祉サービスを利用し始める時などに、同じことを何度も聞かれるといった負担の軽減が期待されます。

**どこで
もらえる？**

サポートファイルは、子ども発達支援センター・母子保健課・障がい福祉課・保育幼稚園課の窓口でお渡しています。

下のQRコードからは、サポートファイルの様式のダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

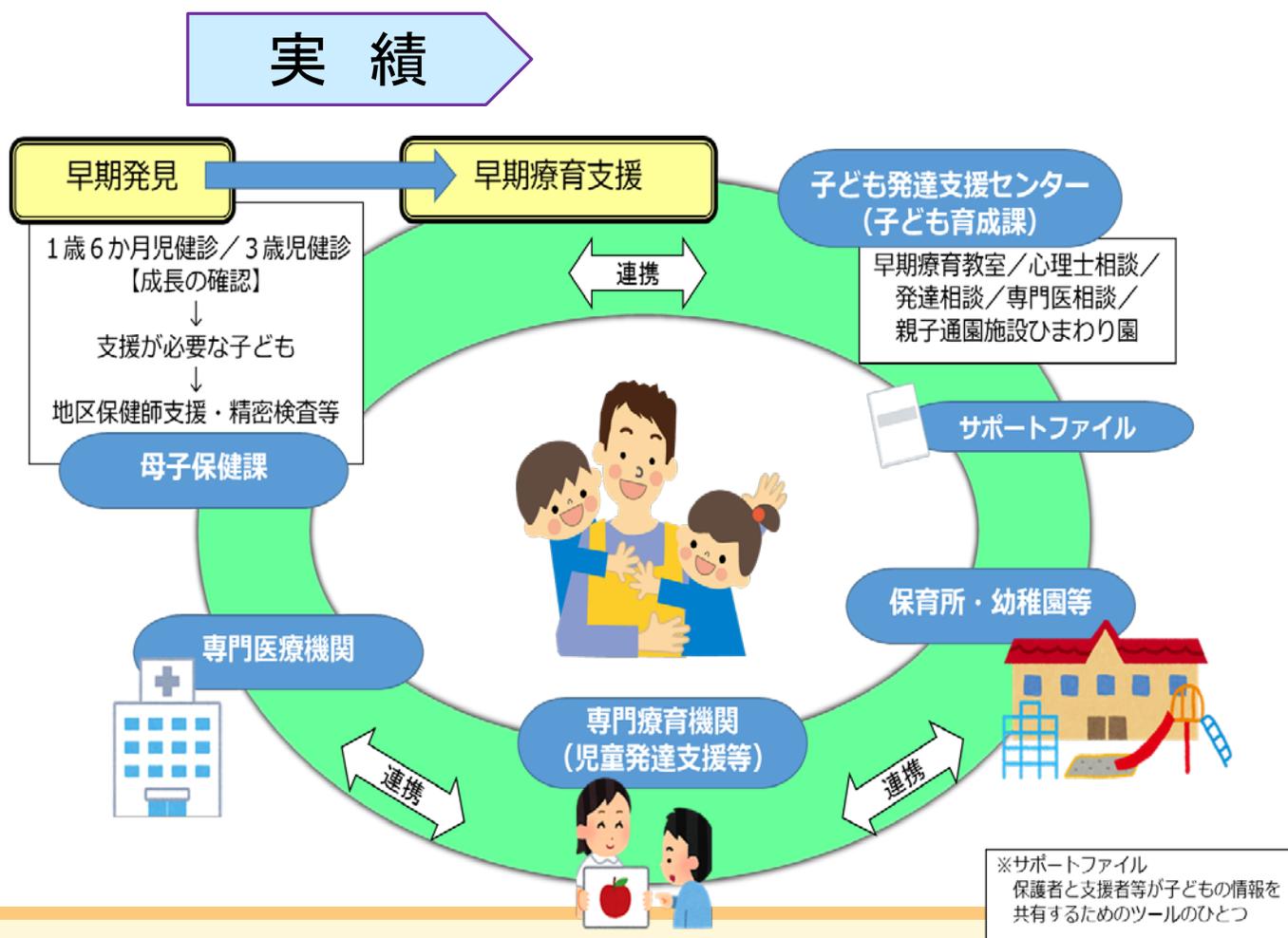
こちらのQRコードからダウンロードができます！

お気軽にお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先
高知市こども未来部 子ども育成課
子ども発達支援センター
TEL:088-823-9552
住所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階

サポートファイルは、子ども発達支援センター・母子保健課・障がい福祉課・保育幼稚園課の窓口でお渡しています。

3 施策の主な取組状況 サポートファイルの活用推進



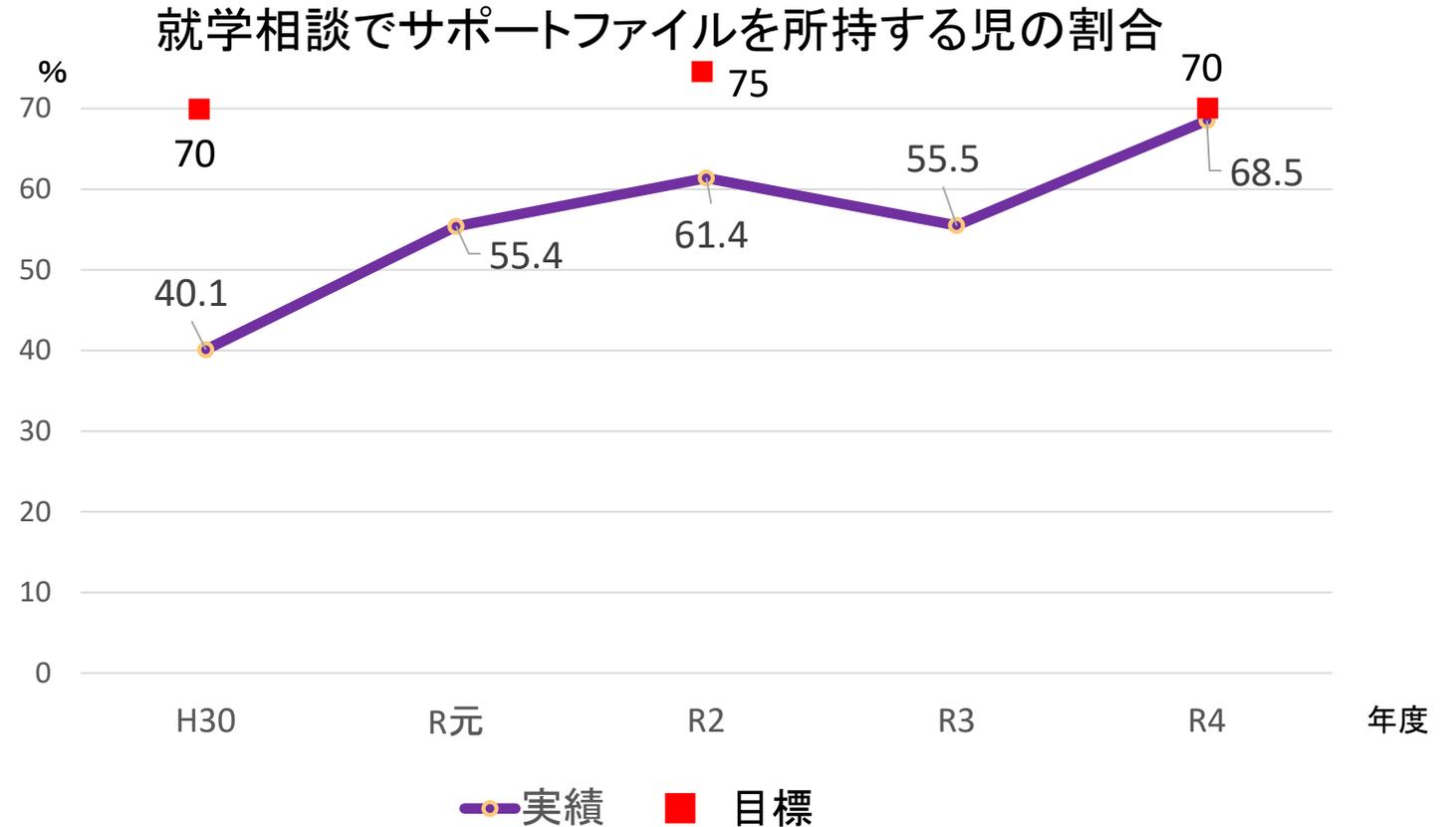
【サポートファイルの改訂概要】

年月	内容	
平成21年4月	発行	
平成25年2月	改訂	カラー印刷へ変更
平成27年10月	改訂	冊子形式の変更
平成28年4月	改訂	冊子内容の変更

- 市立、私立園長会での「サポートファイル」の説明
- 「サポートファイル」活用アンケート実施(事業所向け)
- 「サポートファイル」啓発活動(事業者向け)
- 子ども発達支援センターや母子保健課のほか、関係機関との連携強化とともに、専門療育機関や教育研究所での活用推進により、所持割合が増加。

4 目標の達成状況

年度	現状(%)	目標(%)
H30	40.1	70
R元	55.4	75
R2	61.4	75
R3	55.5	70
R4	68.5	70



5 内部評価説明

令和4年度
内部評価

4

課題への対応を行い
取組を継続

◆成長過程に応じた一貫した支援のために、保護者と支援者が子どもの情報を共有できるツールとしての「サポートファイル」であるが、就園・就学時や障害年金の申請時に役に立ったという意見があった一方で、記載に関する負担から活用していない、使い方が分からないという意見がある。

評価 1:施策自体の見直しが必要 2:施策の方向性を見直しが必要 3:既存事業の見直しや新たな取組が必要 4:課題への対応を行い取組を継続 5:現在の取組を継続

6 施策の今後の方向性

◆切れ目ない一貫した支援を受けられるための「サポートファイル」の機能を十分活かすために、保護者の記載の負担を減らし、各種制度申請に必要な情報の項目の追加するなど、さらに利便性が高まるよう様式を改訂する。

また、改訂後の「サポートファイル」について、積極的に周知・啓発を行い、引き続き「サポートファイル」の活用推進に向けた取組を進める。